

市奨学金貸付申込の受け付けを開始します

市では、学業優秀にもかかわらず経済的な理由で修学が困難な人に、奨学金の貸し付けを無利息で行います(ただし、正当な理由がなく返還が遅れた場合は、年14・6%の延滞金を徴収します)。

▼貸付対象者 市内に3年以上在住している人の子で、高等学校、高等専門学校、専修(専門)学校、大学(短期大学を含む)、大学院、本看護専門学校在学中(入学予定を含む)としており、学資に困っていると認められる人。

▼貸付額(月額) ①高等学校の生徒・高等専門学校の学生：1万5,000円 ②専修(専門)学校・本看護専門学校の学生：2万円 ③大学・短期大学・大学院の学生：3万円。

▼貸付期間 貸付開始の月から正規の修業期間終了まで。

▼返還方法 卒業した1年後から、貸与期間の2倍の期間内(最長10年)に月賦で返還してください。

▼申込方法 本庁(別館)・教育総務課または各分室に備え付けの願書に必要事項を記入し、在学している学校長の推薦を受け、連帯保証人2人を連署のうえ、3月1日(※)から同30日(※)までに同課(室)へ提出してください。

※詳細は本庁(別館)・教育総務課総務企画係(内線2505)または各分室へ。

建設工事等競争入札参加資格登録を追加受付

平成24年度分建設工事、測量・建設コンサルタントなどの競争入札参加資格審査申請の追加受付を行います。

ただし、平成23年4月に申請し登録をした事業者は平成23・24年度の2カ年が有効期間となりますので、今回の申請は不要です。

▼受付期間 4月2日(※)から同27日(※)まで。

▼有効期間 6月1日から平成25年5月31日まで。

▼申込方法 本庁・契約検査課または牛深支所・建設課へお問い合わせください。

課または牛深支所・建設課、その他の支所・産業建設課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、本庁・契約検査課へ提出してください。

なお、申請書は3月1日(※)から配布します(市のホームページからも取得できます)。

▼提出先 〒863-1863 1(郵送の場合は住所記載不要) 天草市役所・契約検査課。

※詳細も本庁・契約検査課工事契約係(内線1247)へお問い合わせください。

まちづくり交付金事業 追跡調査の結果を公表

まちづくり交付金事業の完了にあたり、フォローアップ(追跡調査)を実施しましたので、その結果を公表します。

▼対象地区 ①本渡中央北地区 ②下田地区。

▼公表期間 3月1日(※)から1年間。

▼公表場所 本庁(別館)・都市計画課、天草支所・産業建設課、牛深支所・総務振興課、その他の支所・総務課へお問い合わせください。

務市民課のほか、市のホームページでも見ることができます。

税が確認できる書類(領収書または口座振替の場合は預貯金通帳)を持参してください。

納税証明書を交付申請するときは

市では、各種申請などに必要な納税証明書を発行しています。

ただし、納税してから納入の確認がとれるまでに10日程度かかる場合がありますので、税金を納入後、早急に納税証明書が必要な場合は、納

※詳細は本庁・納税課庶務係(内線1117)へお問い合わせください。

「緑の募金」にご協力を!

公益社団法人熊本県緑化推進委員会では、国内はもとよ

り、地球的規模での森林・緑づくりを進めるため、「緑の募金」活動を行っています。皆さんのご協力をお願いします。

▼募金期間 3月1日(※)から5月31日(※)まで。

▼募金方法 個人の募金は各行政区長を通じてお願いします。企業・団体は本庁(別館)・農林整備課または牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課へご連絡ください。

※詳細は本庁(別館)・農林整備課庶務係(内線2592)へお問い合わせください。

熊本県地下水保全条例の一部が改正されます

県では、地域共有の貴重な資源である地下水の水質・水量の問題発生を未然に防止し、地下水を守りぬくため、熊本県地下水保全条例の一部を改正します。

- ①地下水を「公共水」と位置付ける
- ②対象化学物質の使用の抑制などを努力義務とする
- ③水質事故時の公表について規定する
- ④対象事業場などの施設の定期点検・整備を努力義務とする
- ⑤硝酸性窒素など汚染対策の推進を規定する
- ⑥一定規模以上(重点地域〔熊本地域を想定〕：吐出口の断面積が19cm²(直径約5cm)以上、重点地域以外の地域：吐出口の断面積が125cm²(直径約12.6cm)以上)の地下水採取に対し許可制を導入する
- ⑦重点地域内で吐出口の断面積が19cm²を超える自噴井戸による地下水採取に対し届出制を導入する
- ⑧地下水採取の届出期限を現行の地下水採取の7日前から30日前に見直す
- ⑨許可対象者に節水・水利用合理化の取り組みを求めるなど地下水の合理的な使用に関する対策を規定する
- ⑩地下水採取量に応じた地下水の涵養に関する対策を規定する
- ⑪地下水採取の許可制導入などに伴い罰則を追加する。

※①～⑤は4月1日から、⑥～⑪は10月1日から施行されます。

【問い合わせ先】熊本県環境生活部環境局 環境立県推進課 ☎096(333)2272

市民活動団体調査を実施しています

市では、市内に団体の所在地がある市民活動団体の調査を実施しています。次の要件に該当する団体の皆さんは、ぜひご登録ください。

※「市民活動」とは、市民による不特定多数の人の利益になることを目的とした非営利活動で、地域社会の発展に役立ち、その活動が市民に支持され、波及的効果をおよぼすことが期待できる活動です。

■要件 ①市内に所在地がある ②団体の活動範囲に天草市が含まれている ③規約、会則等で団体の運営方法などが決まっておき、会員の入会・退会に関して不当な条件をつけていない ④おおむね5人以上で構成されている ⑤営利目的の団体でない ⑥宗教的、政治的・反社会的活動を目的としていない。

■調査(団体登録) 期限=3月23日(金)。

■登録方法=市男女共同参画センターばぼらすまたは牛深支所・総務振興課、その他の支所・総務市民課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同センターへ提出してください。なお、申請書は市のホームページからも取得できます。

[郵送・持参] 〒863-0033 市内東町13-1 市男女共同参画センターばぼらす

[FAX] ☎3055

[電子メール] danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp

■活用方法=市のホームページなどで公開するほか、各種セミナーや講演会、国・県・市・財団などの助成金情報の提供に使用します。また、市のさまざまな施策を検討するうえで必要なアンケートなどにもご協力いただくことがあります。

【問い合わせ先】市男女共同参画センターばぼらす ☎238200

新寄付税制と改正NPO法の学習会を開催

昨年6月30日から「新寄付税制」が始まり、また、今年4月からは「改正NPO法」が施行されます。これは、NPOにとっても、寄付者にとってもメリットが増えます。そこで、具体的にどのように変わるかを知るための学習会を次のとおり開催します。

■対象者=NPOをはじめとする市民活動団体関係者や一般市民。

■とき=3月22日(※)午後1時30分から同4時まで(同1時から受け付け。休けい、質問時間を含む)

■ところ=市男女共同参画センターばぼらす(東町)

■内容=新寄付税制と改正NPO法について。

【問い合わせ先】市男女共同参画センターばぼらす ☎238200

■講師=シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 プログラムディレクター (http://www.npoweb.jp/)

■参加料=無料。

■定員=40人(先着順)。

■申込期限=3月19日(※)。

■申込方法=FAXまたは電子メール(住所、氏名、連絡先、所属する団体があれば団体名を記入)で、市男女共同参画センターばぼらすへお申し込みください。

[FAX] ☎3055

[電子メール]

danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp